

各管区警察局広域調整担当部長  
警視庁生活安全部長 殿  
各道府県警察本部長  
(参考送付先)

警察庁丁保発第152号  
平成21年11月18日  
警察庁生活安全局保安課長

警察大学校生活安全教養部長  
各管区警察学校長

### 技能講習の実施について(通達)

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律(平成20年法律第86号。以下「改正法」という。)については、本年12月4日から施行される予定であるが、改正法による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「法」という。)第5条の5の猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の趣旨及び概要並びに運用上の留意事項は、下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、以下この通達において、銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部を改正する政令(平成21年政令第224号)による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和33年政令第33号)を「令」、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年内閣府令第68号)による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則(昭和33年総理府令第16号)を「府令」という。

### 記

#### 1 趣旨

法は、猟銃の操作及び射撃に関する技能を有さない者が猟銃の所持の許可を受けることがないように、猟銃を所持しようとする者に対し、技能検定を合格すること又は射撃教習の課程を修了することを義務付けているところ、猟銃の使用に伴う事故は毎年一定数以上発生しており、その大半が猟銃の基本的な操作の不徹底及び射撃技能の低下が原因と考えられている。

そこで、現に猟銃を所持している者に対し、原則として、3年に一度、所持している猟銃の種類(ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃の別をいう。以下同じ。)ごとに、都道府県公安委員会が行う猟銃の操作及び射撃技能に関する講習(以下「技能講習」という。)の受講を義務付け、猟銃の基本的な操作及び射撃技能の低下に伴う事故の防止を図ることとしたものである。

#### 2 解釈

##### (1) 技能講習の対象者等(法第5条の2第3項第1号、第2号及び第5号)

###### ア 対象者

技能講習の対象者は、現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持している者である。

## イ 免除者

現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて所持する猟銃と同種の猟銃に係る許可を受けようとする者のうち、所持しようとする種類の猟銃に係る射撃指導員及び国民体育大会の当該種類の猟銃に係る射撃競技に参加する選手又はその候補者として、その住所地の所在する都道府県における日本体育協会の地方加盟団体から推薦を受けたものは、当該種類の猟銃の所持の許可を受けようとする際に、技能講習修了証明書を提示する必要はない。

### (2) 技能講習の受講申込手続（府令第26条）

技能講習を受けようとする者は、府令別記様式第25号の技能講習受講申込書2通に自らの写真2枚を添えて、住所地を管轄する都道府県公安委員会に提出する。

なお、申込者が希望する猟銃の射撃の科目における射撃の実施方法は、小口径ライフル銃射撃（公称口径22のへり打ちのライフル銃による射撃をいう。）、大口徑ライフル銃等射撃（散弾銃以外の猟銃であって公称口径22のへり打ちのライフル銃以外のものによる射撃をいう。）、トラップ射撃（トラップから射撃線までの距離が15メートルであるものをいう。）、フィールドトラップ射撃（トラップから射撃線までの距離が5メートルであるものをいう。）、スキート射撃（クレイがセンターポール上方を通過するように発射されるものをいう。）又はフィールドスキート射撃（クレイがセンターポール上方及びその後方30度の範囲を通過するように発射されるものをいう。）の別を、技能講習受講申込書中受講希望場所欄に記載させること。

### (3) 技能講習の内容等

#### ア 科目（令第21条第2項）

技能講習における実施科目は、猟銃の操作及び猟銃の射撃の科目である。猟銃の操作の科目においては、

(ア) 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い

(イ) 猟銃の点検

(ウ) 実包の装てん及び抜き出しその他実包の取扱い

(エ) 射撃の姿勢及び動作

を、猟銃の射撃の科目においては、

(オ) 散弾銃による場合にあつては、飛しょうする標的に対する射撃

(カ) 散弾銃以外の猟銃による場合にあつては、固定されている標的に対する射撃を行う。

修了の基準、射撃回数及び講習時間その他技能講習に関する事項は、「技能講習実施基準の制定について（通達）」（平成21年11月18日付け警察庁丁保発第154号）を参照すること。

#### イ 使用する猟銃（法第3条第1項）

技能講習において用いることができる猟銃は、受講者が法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて所持する猟銃に限られ、射撃場の備付け銃を用いることはできない。

ウ 銃種ごとの実施（法第5条の2第3項第1号及び第2号並びに第5条の5第1項）

技能講習は、受講者が法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて所持する猟銃の種類ごとに行われる。したがって、同種の猟銃を複数所持する受講者は、それらの猟銃のうちいずれか一つを用いて受講すれば足りる。例えば、散弾銃とライフル銃及び散弾銃以外の猟銃とをいずれも所持する受講者は、いずれか一つを用いて受講すればよいこととなる。

エ 必要事項の通知（令第21条第1項及び府令第27条）

都道府県公安委員会は、府令別記様式第26号の技能講習通知書を用いて、受講の申込みをした者に対し、技能講習の日時、場所、使用銃砲及び携行品を通知すること。

(4) 技能講習修了証明書

ア 交付対象者（令第22条）

府令別記様式第27号の技能講習修了証明書は、技能講習において2(3)ア(ア)から(イ)までのほか、(オ)又は(カ)の事項を修得したと都道府県公安委員会が認定した者に対して交付される。

イ 銃種ごとの交付（法第5条の5第1項）

技能講習修了証明書は、猟銃の種類ごとに交付される。

ウ 書換え等（府令第29条）

技能講習修了証明書の交付を受けた者は、当該技能講習修了証明書の記載事項に変更を生じた場合、当該技能講習修了証明書を亡失し、若しくは盗み取られた場合又は当該技能講習修了証明書が滅失した場合においては、府令別記様式第28号の技能講習修了証明書再交付等申請書を、住所地を管轄する都道府県公安委員会に届け出て技能講習修了証明書の書換え又は再交付を受けることができる。

(5) 技能講習に関する事務の委託

ア 委託することができる事務（令第23条）

都道府県公安委員会が教習射撃場を管理する者に委託することができる事務は、技能講習に関する事務のうち講習の課程を修了したかどうかの判定に関する事務及び技能講習修了証明書の交付に関する事務以外の事務である。

イ 委託された事務の実施者（法第5条の5第4項）

技能講習に関する事務の一部の実施を委託された教習射撃場を管理する者は、それらの事務を教習射撃指導員に行わせなければならず、教習射撃場を管理する者自身が行うことはできない。

また、事務を行わせる教習射撃指導員は、当該教習射撃場を管理する者が法第9条の4第2項の規定により選任したものでなければならない。

(6) 経過措置（改正法附則第3条第1項）

改正法の施行の際、現に改正前の銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持している者については、その者が当該許可を受けの際に有していた当該許可の効力に対する期待を保護する必要があるから、その者が施行日以後において

ア 初めて法第7条の3第2項の規定による当該許可の更新を受けようとする場合

イ 当該許可の有効期間内において新たに法第4条第1項第1号の規定による当該種類の猟銃の所持の許可を受けようとする場合

においては、技能講習修了証明書の交付を受けていることを要しない。

なお、複数の許可（異なる種類の猟銃に係る許可を含む。）を受けている場合は、許可ごとに上記ア及びイに該当するかどうかを判断することになる。

3 運用上の留意事項

(1) 携行品の通知

技能講習において用いる猟銃及び実包は受講者自身が携行する必要があることから、技能講習通知書を受講者に交付するに際しては、技能講習に用いる銃砲及び当該銃砲に適合する実包又は猟銃用火薬類等譲受許可証を技能講習会場に携行すべき旨を確実に教示すること。

(2) 技能講習修了証明書の発行状況の管理

技能講習修了証明書の発行に当たっては、通し番号、発行日時、被交付者その他必要な事項を警察署備付けの簿冊等に記録するなどして適切に管理を行うこと。

(3) 技能講習修了証明書の返納指導

法第5条の5第3項において準用する法第5条の3第3項の規定により技能講習修了証明書の再交付を受けた者に対しては、亡失し、又は盗み取られた技能講習修了証明書を回復した場合は、当該技能講習修了証明書をその者の住所地を管轄する都道府県公安委員会に返納するよう指導すること。